

大野町自治会規約

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及びその形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等地域内の住民相互の連絡調整
- (2) 美化・清掃等区域内の整備
- (3) 住民相互の連帯を深めるための各種行事を行う
- (4) 神社・寺の習慣的に行われてきた行事を取り行う
- (5) その他自治会の運営に必要な事業等

(名 称)

第2条 本会は、大野町自治会と称する。

(区 域)

第3条 本会の区域は、各務原市大野町の全域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、各務原市大野町公民館に置く。

第二章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人を持って構成する。

(会 費)

第6条 会員は、総会において決められた会費を納入する。

- (1) 持家 月額 600 円
- (2) 賃貸住宅 月額 500 円
- (3) 賛助会員 月額 1000 円以上

(入 会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なく拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 前納した会費は、退会の申し出があった翌月分からの金額を返却する。

第三章 役 員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 公民館長 1名
- (5) 運営委員 3名

(2) から (5) は、第1 連合班から2名、第2 連合班から2名、第3 連合班から3名の計7名とし、その中から会長が副会長(2名)・会計(1名)・公民館長(1名)を選出する。

する。

- (6) 監 事 2名
監事は班長の中から選出する
- (7) 顧 問 自治会長経験者

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事と会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の金銭出納及び証拠書類を管理し、予算書及び決算書を作成する。
- 4 公民館長は、公民館の維持・管理及び予算・決算書を作成する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- 6 顧問は、重要事項の審議にたずさわる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。役員の仕事は延長又は再選することは出来ない。ただし、会長の再任は妨げない。監事の仕事は1年とする。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期满了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第四章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条5項4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項2号および3号の規定による請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容に並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 会計決算の承認
- (3) 事業計画の決定
- (4) 予算の決定

(総会の書面表決)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第五章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、顧問・監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 20 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議内容を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

4 重要事項を審議する時は、顧問を招集することができる。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書・収入決算書及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、各務原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員数の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第八章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、設立認可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。